

第 1672 回 (3 月 26 日)

法人の責任制度

—— 農協役員の責任の取り方 ——

堀 越 孝 良

責任には、道義的、政治的責任、法律的責任等があるが、ここでは法律的責任のうち民事責任を取り上げる。また、法人の民事責任に関しては、法人自体の責任、その内部分担関係、法人の機関の責任等が問題になり得る。ここでは、法人を農協に限定し、農協の機関である役員の責任について述べることにするが、その前に住宅金融専門会社に関する信連等（信連、共済連、農林中央金庫をいう）の責任について触れておきたい。

1) 住専問題に関する信連等の責任

民事法上、責任は債務または義務と同義に使用されるが、金銭消費貸借に関して貸し手には、一定の場合に責任はなく、貸し手にあるのはリスクである。住専問題に関して、出資者である母体行に責任があることは明らかであるが、単なる貸し手である信連等には責任はない。

法人またはその負債を整理する方法としては、法定整理、任意整理、両者の併用型等がある。住専の整理に先行した信用組合及び銀行の整理に関しても、任意整理が行われている。住専処理に関する政府案は、他業態とのバランスも配慮されていると考えられる。

また、住専の負債整理に関しても再建型の任意整理が行われてきた経緯がある。貸し手のリスク負担に関しては、住専の負債整理の経緯や母体行等の経営関与の実態が考慮されるべきである。なお、経営関与の実態を考慮する法律的根拠としては、法人格否認の法理が参考となる。

2) 農協役員の責任の取り方

農協の理事には、法律上、契約（農協と理事は委任関係にあると考えられている）に基づく善良なる管理者の注意義務（契約責任）、

戦後英米法を取り入れた忠実義務（法定責任）、使用者責任（法定の無過失責任）のほか、不法行為を行った場合には不法行為責任（法定責任）がある。こうした法律的責任は、株式会社等の取締役の責任と同一である。

一方、責任の履行として行われる取締役の損害賠償の範囲は、契約責任であると法定責任であるとを問わず、判例上相当因果関係によって確定されるようになっている。しかし、農協の理事については、理事になると無限責任が問われるという話が流布されている。このため、理事による損害賠償の実態を把握する必要があるが、理事の損害賠償に関しては、総会等に諮られて決定される（理事が従えば農協と理事との和解契約と考えられる）場合が多く、判例では全体像をつかみにくい。そこで、主として新聞記事から資料を収集して、損害賠償の額、配分方法等を整理した。

整理した事例は、比較的最近大きく報道された 8 事例であるが、賠償額の概要が把握できたのは 6 事例である。責任額というよりも弁済能力を加味した分担額として決められている事例が多い。組合長が背任容疑で逮捕された事例では、組合長に弁済能力がないことが賠償額の決定を遅らせていた。理論上、連帯責任関係にある理事の損害賠償の責任額と内部分担関係としての負担額は異なるはずであるが、それを区分した事例は見当たらない。

理事の負担の総額は、責任額の範囲内で、かつ、組合長の負担可能額が加味されるようである。それぞれの理事の負担額は、概ね責任の程度によって決定されていると見て良い。理事の使用者責任は、原因者が参事と支所の担当とでは責任の程度が違ふ。常勤役員と非常勤理事でも違ふが、非常勤理事の責任を問う場合には非常勤監事の責任も問われているようである。